

受験案内

建築施工管理技士



■資格種別

資格区分・認定者	国家資格（国土交通大臣）
根拠となる法令等	建設業法第 27 条 同施行令第 27 条の 3
所 管 省 庁	国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 建築課 営繕技術管理室
資 格 制 定	1 級 昭和 59 年, 2 級 昭和 58 年

■建築施工管理技士とは

1級

■建築施工管理技術検定試験は、建築工事に従事する施工管理技術者の技術の向上を図ることを目的として、建設業法第 27 条の 1 に基づく指定試験機関である財団法人建設業振興基金が実施するものです。

■1 級建築施工管理技術検定試験に合格すると、所定の手続きによって国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され、「1 級建築施工管理技士」の称号を称することができます。

■また、この 1 級建築施工管理技士については、建設業法に定められた営業所ごとに置く専任の技術者、工事現場に置く監理技術者または主任技術者となる資格要件の一つに認められています。

2級

■建築施工管理技術検定試験は、建設業法に基づき、建築工事に従事する施工管理技術者の技術の向上を図ることを目的として、財団法人建設業振興基金が実施するものです。

■2 級建築施工管理技術検定試験に合格すると、所定の手続きによって国土交通大臣から技術検定

合格証明書が交付され、「2級建築施工管理技士」の称号を称することができます。

■また、この2級建築施工管理技士については、建設業法に定められた営業所ごとに置く専任の技術者、工事現場に置く主任技術者となる資格要件の一つに認められています。

■許可制度

- 専任の技術者となれる許可業種および主任技術者・監理技術者の区分

1 級建築施工管理技士	建築工事業（指定建設業）、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業（指定建設業）、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業の専任技術者	建設業法第15条第2号 建設省告示第1317号 (昭和63.6.6)
	上記業種の建設工事における主任技術者および監理技術者	
2 級建築施工管理技士の種別「建築」	一般建設業のうち建築工事業の専任の技術者	建設業法第7条第2号 建設省告示第352号 (昭和47.3.8)
	上記業種の建設工事における主任技術者	
2 級建築施工管理技士の種別「躯体」	大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業の専任技術者	
	上記業種の建設工事における主任技術者	
2 級建築施工管理技士の種別「仕上げ」	大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上げ工事業、熱絶縁工事業、建具工事業の専任技術者	
	上記業種の建設工事における主任技術者	

■対象者

●建築工事●大工工事●左官工事●とび・土工・コンクリート●石工事●屋根工事●タイル・れんが・ブロック工事●鋼構造物工事●鉄筋工事●板金工事●ガラス工事●塗装工事●防水工事●内装仕上工事●熱絶縁工事●建具工事

■受験資格 1級

区分	学歴または資格	建築施工管理に関する実務経験年数 ^① 上記実務経験年数には、1年以上の指導監督の実務経験を含むことが必要	
		指定学科	指定学科以外
	大 学 専門学校の「高度専門士」	卒業後 3年以上の 実務経験を有する者	卒業後 4年6ヶ月以上の 実務経験を有する者
1年以上の指導監督の実務経験を含む			

イ	短期大学 5年制高等専門学校 専門学校の「専門士」		卒業後 5年以上の 実務経験を有する者	卒業後 7年6ヶ月以上の 実務経験を有する者
	高等学校 専門学校の専門課程		卒業後 10年以上の 実務経験を有する者(㉔2 ㉔3)	卒業後 11年6ヶ月以上の 実務経験を有する者(㉔3)
	その他(最終学歴を問わず)		15年以上の実務経験を有する者 (㉔3)	
ロ	2級建築士合格者		合格後 5年以上の実務経験を有する者 1年以上の指導監督的実務経験を含む	
ハ	2級建築施工管理技術検定 合格者		合格後5年以上の実務経験を有する者(㉔2 ㉔3) 1年以上の指導監督的実務経験を含む	
二	2級建築工 事施工管理 技術検定合 格後、実務 経験が5年 未満の者	短期大学 5年制高等専 門学校専門学 校の「専門士」	イの区分で見て下さい。	卒業後9年以上の実務経験を有 する者 (㉔3)
		高等学校 専門学校の専 門課程	卒業後9年以上の 実務経験を有する者 (㉔3)	卒業後10年6ヶ月以上の 実務経験を有する者 (㉔3)
		その他 (最終学歴を問 わず)	14年以上の実務経験を有する者 (㉔3)	
			1年以上の指導監督的実務経験を含む	

㉔1 実務経験年数等について

- ・実務経験年数には、1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要です。
- ・大学院修了の方の実務経験年数は、修了年月日以降の経験年数を計算してください。

㉔2 表中(㉔2)印がついている実務経験年数については、主任技術者の要件を満たした後、専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験を有する方は、実務経験が2年短縮できます。

㉔3 表中(㉔3)印がついている実務経験年数については、専任の主任技術者を1年(365日)以上経験し、必要書類をすべて提出できる方に限り、実務経験が2年短縮できます。

■受験資格 **2級**

●学科・実地試験受験者の受験資格は下記表に該当する者となります。

●学科試験のみの受験者の受験資格は下記表によらず令和元年度中における年齢が17歳以上の者となります。

区分	学歴または資格	実務経験年数	
		指定学科	指定学科以外
イ	大 学 専門学校の「高度専門士」	卒業後 1年以上	卒業後1年6ヶ月以上
	短期大学 5年制高等専門学校 専門学校の「専門士」	卒業後 2年以上	卒業後 3年以上
	高等学校 専門学校の専門課程	卒業後 3年以上	卒業後4年6ヶ月以上

その他(最終学歴を問わず)	8年以上
---------------	------

区分	受検種別	職業能力開発促進法による技能検定合格者		必要な実務経験年数
		技能検定職種	級別	
口	躯体	鉄工（構造物鉄工作業）、とび、ブロック建築、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、鉄筋組立て、コンクリート圧送施工、エーエル、シーパネル	1級	問いません
			2級	4年以上
		平成15年度以前に上記の検定職種に合格した者	—	問いません
		単一等級エーエルシーパネル施工	—	問いません
	仕上げ	建築板金（内外装板金作業）、石材施工（石張り作業）、石工（石張り作業）、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業）、れんが積み	1級	問いません
			2級	4年以上
		平成15年度以前に上記の検定職種に合格した者	—	問いません
		単一等級れんが積み	—	問いません

■実務経験内容について

●実務経験とは

「実務経験」とは、**建築工事**（建築基準法に基づく建築物等）の**施工に直接的に関わる技術上の全ての職務経験**をいい、具体的には下記に関するものをいいます。

建築工事の現場において

- ①受注者（請負人）として施工を管理（工程管理、品質管理、安全管理等を含む）した経験
- ②設計者等による工事監理の経験
- ③発注者側における現場監督技術者等としての経験

※実務経験年数は、連続している必要はありません。それぞれ従事した期間の合計が必要な年数に達していれば結構です。

【表1】実務経験として認められる工事種別（業種）・工事内容

受検資格として認め	工事種別	主な工事内容(建築工事として実施された工事に限る)
	建築一式工事	事務所ビル建築工事、共同住宅建築工事 等
	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事 等
	とび・土工・ ゴングルート工事	とび工事、足場仮設工事、囲障工事、 (PC、RC、鋼)杭工事、ゴングルート工事、地盤改良工事 等
	鋼構造物工事	鉄骨工率、屋外広告工事 等
	鉄筋工事	鉄筋加工組立工事、ガス圧接工事 等
	タイル・レンガ・ ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、レンガ積み工事、 ALCパネル工事、サイディング工事 等
	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹き付け工事、とき出し工事、 洗い出し工事 等

ら れ る 工 事 種 別 ・ 工 事 内 容	石工事	石積み(張り)工事、エクステリア工事 等
	屋根工事	屋根葺き工事 等
	板金工事	建築板金工事 等
	ガラス工事	ガラス加工取り付け工事 等
	塗装工事	塗装工事 等
	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、 塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事 等
	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内部間仕切り壁工事、 床仕上工事、畳工事、ふすま工事、家具工事、防音工事 等
	建具工事	金属製建具取付工事、金属製カーテンウォール取付工事、 サッシ取付工事、シャッター取付工事、木製建具取付工事 等
	熱絶縁工事	建築断熱工事 等
	解体工事	建築物解体工事
(※)上記工事種別による増改築等の工事は、実務経験と認められます。		

【表2】実務経験として認められる従事した立場

従 事 し た 立 場	【表1】の工事に携わった時の立場
	○施工管理(請負者の立場での現場管理業務) ○設計監理(設計者の立場での工事監理業務) ○施工監督(発注者の立場での工事監理業務)

【表3】建築施工管理の実務経験として認められない工事種別(業種)・工事内容・業務等

*「実務経験証明書」に下表の工事・業務等が記載されている場合は、実務経験としては認められません。
(その場合、欠格となり受験できなくなります。原則として受験料の返還は行いません。)
前出の【表1】【表2】をよくご確認ください。
* 申込後の実務経験証明書の書換・再提出は一切できません。

受 験 で き な い 工 事 種 別 工 事	【土木一式工事】 トンネル、橋梁、歩道橋、地下道、地下鉄、鉄道、線路、プラットホーム、ダム、河川、護岸、港湾土 木、閉門、水門等門扉設置、道路、舗装、下水道、下水道管埋設、農業用道路、農業用水路、しゅん せつ、造園、さく井 等の工事
	【建築】 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備、引込線、電車線、信号設備、ネオン装置 等の 工事
	【電気通信工事】 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、放送設備工事、アンテナ 設備工事、空中線設備工事、携帯電話設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV 電波障害防除設備工事、CATVケーブル工事、コンピューター機器設置工事 等
	【機械器具設置工事(基礎工事を含む)】 プラント設備工事、エレベーター設備工事、運搬機器設置工事、集塵機器設置工事、給排気機器 設置工事、揚排水(ポンプ場)機器設置工事、ダム用仮設工事、遊技施設設置工事、舞台装置設 置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
	【管工事】 冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工 事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工

内 容	事、水道施設工事、浄水施設工事、排水処理施設工事、下水処理施設設備工事、ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事 等
	【消防施設工事】 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発 生液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしこ、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事 等
	建築物に関係のない次の仕事(土木工事として実施したもの等は全て不可) とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんがブロック工率(築炉等)、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工率、塗装工事(橋梁塗装、鉄塔塗装 等)、防水工事 等

受 験 で き な い 業 務 等	建築工事の施工に直接的に関わらない以下のような業務等は含まれません。 ○工事着工以前における設計者としての基本設計、実施設計のみの業務 ○設計、積算、保守・点検・維持ゾンテナンス、事務、営業などの業務 ○測量地盤調査業務、工事現場の事務、積算、営業等の業務 ○工事における雑役務のみの業務、単純な労働作業など ○研究所、学校(大学院等)、訓練所等における研究、教育または指導等の業務 ○入社後の研修期間(工事現場の施工管理になりません) ○人材派遣による建設業務 (土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体の作業またはこれらの準備の作業に 直接従事した業務は、労働者派遣事業の適用除外の業務のため不可。ただし、建築工事の施工管理業務は除く)

(※)その他建築工事とは認められない工事・業務はすべて受験できません。

指導監督の実務経験の内容の作成

- 指導監督の実務経験とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、設計監理者、施工監督などの立場で、部下・下請けに対して工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。
なお、この実務経験には受注者の立場における経験のほか、発注者側の現場監督技術者等として、総合的に指導・監督した経験も含まれます。
- 本検定の受検資格では、実務経験年数に1年以上の指導監督の実務経験が含まれていることが必要です。指導監督の実務経験を現場ごとに抜き出して作成してください。

■詳細は試験実施団体ホームページをご覧ください。

■合格率はこちら

■試験スケジュール

1 級建築施工管理技士試験日程

学科試験：6 月	合格発表日：7 月
実地試験：10 月	合格発表日：翌年 1 月

2 級建築施工管理技士試験日程

学科試験(前期)：6 月	合格発表日：7 月
学科試験(後期)：11 月	合格発表日：翌年 1 月
実地試験：11 月	合格発表日：翌年 1 月

経営事項審査

■経営事項審査とは、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けなければならない審査です。

■公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされています。この資格審査にあたっては、欠格要件に該当しないかを審査したうえで、「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化して順位・格付けが行われます。このうちの「客観的事項」にあたる審査が「経営事項審査」です。

経営事項審査制度における技術力の評価

■経営事項審査制度における技術力の評価において、施工管理技士などの1級資格者5点、2級資格者2点と技術職員数にカウントされるなど施工技術の指導的技術者として社会的に高い評価を受けることになります。

■なお、「経営状況の分析」については、国土交通大臣が登録した経営状況分析機関が行っています。

経営事項審査の審査項目の改正（登録基礎ぐい工事試験・登録解体工事試験を2点加算）



経緯

- 経営事項審査では、公共工事の元請としての技術力を適正に評価する観点から、「監理技術者」、「主任技術者」になりうる技術者数等を審査。評点は、資格で評価される技術力の内容等に応じて、5段階で評価し、主任技術者は1点又は2点
- 今般、主任技術者要件として新たに「登録解体工事試験」、「登録基礎ぐい工事試験」の合格者を位置付けるに当たり、それぞれの評点について検討

○「登録解体工事試験」、「登録基礎ぐい工事試験」においては、一般知識や関係法令等の科目に加え、施工に当たっての技術上の管理に関する科目も課されており、合格後は実務経験を要さず主任技術者となることが可能

○このため、**経審上の評点として、2級技術者資格(2点)に位置付けるのが適当**であり、経営事項審査の告示を改正し措置することとする（中建審の審議事項）

【経営事項審査における技術職員評価の概要】

評点	技術職員区分	資格の例
6点	1級監理受講者	監理技術者資格者証を持つ1級国家資格者であり、監理技術者講習を受けている者
5点	1級技術者	上記以外の1級国家資格者又は技術士 ・1級土木施工管理技士(建設業法) ・1級建築士(建築士法) ・建設・総合技術管理技術士(技術士法) 等
3点	基幹技能者	登録基幹技能者講習の修了者 ・登録電気工事基幹技能者 等
2点	2級技術者	2級国家資格者 1級技能士 等 ・2級土木施工管理技士(建設業法) ・2級建築士、木造建築士(建築士法) ・とび技能士(1級)(職業能力開発促進法) ・第1種電気工事士(電気工事士法) 等
1点	その他技術者	実務経験を有する2級技能士 実務経験による主任技術者 等 ・とび技能士(2級)(職業能力開発促進法)+実務3年 ・登録地すべり防止工事試験の合格+実務1年 ・登録計装試験の合格+実務1年 ・実務経験10年の主任技術者(建設業法第7条) 等

○登録解体工事試験
○登録基礎ぐい工事試験
合格者は、2級技術者として措置（2点加算）

既存の2登録試験については、試験内容から、主任技術者となるには合格後に1年の実務経験を要し、1点として位置付け

別表（四）業種別技術職員コード表 1/3

		コ ド	建設業の種類																																
			土	石	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
001			法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）																																
002			法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）																																
003			法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）																																
004			法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）																																
建設業法 （技術検定）	111	1級建設機械施工技士		5	5															5															
	11A	1級建設機械施工技士（附則第4条該当）		5	5															5														5	
	212	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）		2	2															2															
	21B	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）		2	2															2															2
	113	1級土木施工管理技士		5	5						5	5	5			5	5			5	5										5		5		
	11C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）		5	5						5	5	5			5	5			5	5											5		5	
	214	2級土木施工管理技士	種別	土	木	2	2				2	2	2			2	2															2		2	
	21D			土木（附則第4条該当）	2	2					2	2	2			2	2															2		2	
	215			鋼構造物塗装																		2													
	21G			薬液注入						2	2																								
	21C			薬液注入（附則第4条該当）						2	2																								2
	120	1級建築施工管理技士				5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5		5	5	5	5	5		5					5		5		
	12A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）				5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5		5	5	5	5	5		5					5		5		
	221	2級建築施工管理技士	種別	建	築	2																												2	
	222			躯体		2	2	2					2	2	2	2																		2	
	22B			躯体（附則第4条該当）		2	2	2					2	2	2	2																		2	
	223			仕上げ		2	2		2	2			2						2	2	2	2	2		2					2					
	127	1級電気工事施工管理技士										5																							
	228	2級電気工事施工管理技士										2																							
	129	1級管工事施工管理技士											5																						
	230	2級管工事施工管理技士											2																						
	133	1級造園施工管理技士																													5				
	234	2級造園施工管理技士																													2				
建築士法	137	1級建築士				5	5				5			5	5	5							5												
	238	2級建築士				2	2				2			2									2												
	239	木造建築士					2																												
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）		5	5					5	5			5						5	5								5				5		
	14A	建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）		5	5					5	5			5						5	5								5				5		
	14.2	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		5	5					5	5			5						5	5								5				5		
	14B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）		5	5					5	5			5						5	5								5				5		
	14.3	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		5	5					5	5																								
	14C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）		5	5					5	5																						5		
	14.4	電気電子・総合技術監理（電気電子）									5																		5						
	14.5	機械・総合技術監理（機械）																										5							
	14.6	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										5																5							
	14.7	上下水道・総合技術監理（上下水道）										5																				5			
	14.8	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										5																			5		5		
	14.9	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		5	5					5	5										5														
	14D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）		5	5					5	5										5												5		
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																												5					
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		5	5					5	5																				5				
	15A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）		5	5					5	5																				5			5	
	15.2	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										5																							
15.3	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										5																				5				
15.4	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										5																				5		5		
電気工事士法	15.5	第1種電気工事士										2																							
	25.6	第2種電気工事士【3年】											1																						
電気事業法	25.8	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】											1																						
電気通信事業法	25.9	電気通信主任技術者【5年】																											1						
水道法	26.5	給水装置工事主任技術者【1年】												1																					
消防法	16.8	甲種消防設備士																														2			
	16.9	乙種消防設備士																														2			

別表（四）業種別技術職員コード表 2/3

	コード		建設業の種類																																		
			土	pc	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	171	建築大工（1級）				2																															
	271	建築大工（2級）				1																															
	164	型枠施工（1級）				2		2	2																												
	264	型枠施工（2級）				1		1	1																												
	16B	型枠施工（1級）（附則第4条該当）				2		2	2																										2		
	26B	型枠施工（2級）（附則第4条該当）				1		1	1																										1		
	172	左官（1級）					2																														
	272	左官（2級）					1																														
	157	とび・とび工（1級）						2	2																											2	
	257	とび・とび工（2級）							1	1																										1	
	15B	とび・とび工（1級）（附則第4条該当）							2	2																										2	
	25B	とび・とび工（2級）（附則第4条該当）								1	1																									1	
	173	コンクリート圧送施工（1級）						2	2																												
	273	コンクリート圧送施工（2級）							1	1																											
	17A	コンクリート圧送施工（1級）（附則第4条該当）							2	2																										2	
	27A	コンクリート圧送施工（2級）（附則第4条該当）								1	1																									1	
	166	ウェルポイント施工（1級）							2	2																											
	266	ウェルポイント施工（2級）									1	1																									
	16C	ウェルポイント施工（1級）（附則第4条該当）								2	2																									2	
	26C	ウェルポイント施工（2級）（附則第4条該当）								1	1																									1	
	174	冷凍空調調和機器施工・空調調和設備配管（1級）										2																									
	274	冷凍空調調和機器施工・空調調和設備配管（2級）										1																									
	175	給排水衛生設備配管（1級）										2																									
	275	給排水衛生設備配管（2級）										1																									
	176	配管・配管工（1級）										2																									
	276	配管・配管工（2級）										1																									
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）											2	2							2																
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）											1	1							1																
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）													2																						
	277	タイル張り・タイル張り工（2級）													1																						
	178	築炉・築炉工・れんが積み（1級）													2																						
	278	築炉・築炉工・れんが積み（2級）													1																						
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）											2			2																					
	279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）											1			1																					
	180	石工・石材施工・石積み（1級）												2																							
	280	石工・石材施工・石積み（2級）												1																							
	181	鉄工・製罐（1級）														2	2																				
	281	鉄工・製罐（2級）															1	1																			
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）（注3）																2																			
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）（注3）																	1																		
	183	工場板金（1級）																			2																
	283	工場板金（2級）																				1															
	184	板金・建築板金・板金工（1級）（注4）											2								2																
	284	板金・建築板金・板金工（2級）（注4）												1								1															
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）																				2															
	285	板金・板金工・打出し板金（2級）																					1														
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）												2																							
286	かわらぶき・スレート施工（2級）													1																							
187	ガラス施工（1級）																				2																
287	ガラス施工（2級）																					1															
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																					2															
288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）																						1														
189	建築塗装・建築塗装工（1級）																						2														
289	建築塗装・建築塗装工（2級）																							1													

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。

職業能力開発促進法

別表（四）業種別技術職員コード表 3/3

		コード	建設業の種類																																
			土	構	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	構	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	溝	解	
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	190	金属塗装・金属塗装工（1級）																				2													
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）																				1													
	191	噴霧塗装（1級）																				2													
	291	噴霧塗装（2級）																				1													
	167	路面標示施工																				2													
	192	畳製作・畳工（1級）																						2											
	292	畳製作・畳工（2級）																						1											
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																						2											
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）																						1											
	194	熱絶縁施工（1級）																							2										
	294	熱絶縁施工（2級）																								1									
	195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																													2				
	295	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																													1				
	196	造園（1級）																								2									
	296	造園（2級）																								1									
	197	防水施工（1級）																					2												
	297	防水施工（2級）																					1												
	198	さく井（1級）																													2				
	298	さく井（2級）																													1				
	061	地すべり防止工事【1年】							1	1																				1					
	06A	地すべり防止工事（附則第4条該当）【1年】							1	1																				1				1	
	040	基礎ぐい工事							2	2																									
	062	建築設備士【1年】										1	1																						
	063	計装【1年】										1	1																						
	060	解体工事																																	2
064	基幹技能者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
その他	099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
			土	構	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	構	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	溝	解	